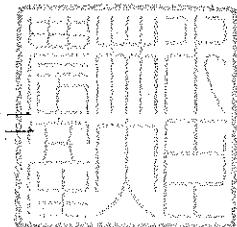


29 消安第 2132 号  
平成 29 年 7 月 6 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 山本 有二



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、次の変更を行うこと。

「液体副産窒素肥料」の原料として、「食品工業において副産されたもの」を追加し、これに伴いその他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加するとともに、当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とする公定規格の変更

